

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 1
- 短期滞在手術等基本料 1
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 酸素の購入単価 小型ボンベ 算定単価:2.34 円
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

（2025 年 9 月 1 日時点）

○夜間・早朝等加算について

平日の 18 時以降および土曜日の 12 時以降に受付された方については、診察料に夜間・早朝など加算（50 点）が加算されます。

◆3 割負担で 150 円

◆2 割負担で 100 円

◆1 割負担で 50 円 の料金が加算されます。ご了承ください。

※祝日は除きます。

○オンライン資格確認システムを活用した各種医療情報の活用について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。具体的には以下の通りです。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

○情報通信機器を用いた初診料・再診料について(オンライン診療関係)

当院ではオンライン診療を実施するにあたり、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」に基づき、初診オンライン診療時は以下の項目を行うことができかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する免疫抑制剤等の特に安全管理が必要な医薬品の処方及び 8 日以上処方

詳しくは当院受付までお問い合わせください。

○当院における「かかりつけ医機能及び生活習慣病に関する診療」について

当院は、

- ・健康相談や予防接種に係る相談
- ・患者さまに係るケアマネジャーや相談支援専門員からの相談及び健康・福祉サービスに関する相談
- ・患者さまの状態に応じ、28 日以上の長期の処方又はリフィル処方せんの発行などの対応
- ・体調悪化時における緊急時の対応等

を行っております。お気軽にご相談ください。

○処方せんにおける「一般名処方」について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和 6 年 10 月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています（医療上の必要性がある場合等は除く）。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう患者さまの診療内容に基づきながら、国の推進する「一般名処方」を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方せんに記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方ができない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。ご不明な点等がございましたら、当院受付までご相談ください。

○個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することといたしました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても明細書を無料で発行することといたしました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

○長期収載品の処方における「選定療養」制度について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、診療上医師の認める理由のないものの先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくこととなりました（長期収載品の処方における選定療養制度）。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

○厚生支局への施設基準の届け出を行っている旨の掲示

当院は各診療報酬点数項目基準に基づき、以下の点数項目について地方厚生局への届け出を行っています。

・基本診療料関係

情報通信機器を用いた初診料・再診料の算定（オンライン診療関係）

外来感染対策向上加算

医療DX推進体制整備加算

短期滞在手術等基本料1

・特掲診療料関係

がん性疼痛緩和指導管理料

院内トリアージ実施料

肝炎インターフェロン治療計画料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

○保険外負担の掲載について

当院では医療上必要な衛生材料等については必要分をお渡ししておりますが、患者さまの希望に応じて衛生材料等を限定的に販売しております。

・マスク 1枚 10円

・診断書等の各種文書料 1,100円～5,500円（内容・様式によって価格が増減いたします。）

価格は変動する場合があります。詳しくは当院受付までお問い合わせください。

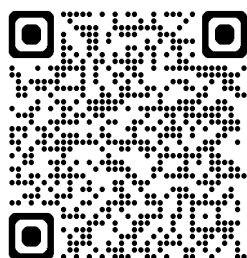
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。